

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

(開催要領)

1 日時 平成28年10月26日（水）15:54～16:01

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 阿曽沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<提案者>

水野 達也 愛知県政策企画局企画課長

浅田 甚作 愛知県政策企画局企画課課長補佐

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

坂井 潤子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

(議事次第)

1 開会

2 議事 医療ツーリズム推進上の課題

3 閉会

○八田座長 それでは、いよいよ医療ツーリズムの話です。

○水野課長 医療ツーリズム関係でございますけれども、皆様も御存じのように、医療ツーリズムは世界的な潮流となっておりまして、シンガポール、タイなどでは国家戦略として位置付けられておりまして、官民一体となって積極的に取組をされておりますが、日本においては、大幅に遅れていると言わざるを得ない状況なのかなと思っておりまして、愛知県では、今年度、愛知の優れた医療技術を外国人に提供し、医療の国際化を推進するため、「あいち医療ツーリズム研究会」を立ち上げたところでございます。

この研究会には、県内にある医学部を持つ四つの大学またはその附属病院、具体的には、名古屋大学医学部附属病院、名古屋市立大学病院、藤田保健衛生大学、愛知医科大学でご

ざいますけれども、これらを始めとする医療関係者の参画を得て、課題の抽出や規制緩和を含めた解決策の検討などを進めておるところでございます。

この研究会のメンバーである大学から、外国人患者の入国に関しまして、医療現場での実際の経験に基づく具体的なニーズとして、課題と必要な規制緩和に係る要望がございました。ここに記載したのは一例でございますけれども、外務省のホームページによりますと、ビザの申請から発給までに必要な期間は、申請内容に特に問題のない場合、申請受理の翌日から起算して5業務日とされておりまして、概ね1週間程度が必要となっております。この原則ですと、緊急に日本で治療する必要がある場合には、治療の開始が遅れ、病気が進行してしまう恐れがございます。この5業務日というのは、標準処理期間とされております。通常必要とされる標準的な期間、あくまで申請の処理に係る期間の目安を定めたものだとされておりますけれども、そもそもこの5業務日という設定がどのような根拠からなされているのかということに関しては、私どもでは把握ができておりません。あるいは、査証事務処理の具体的な手続きを定めた外務省の訓令・通達、特に査証事務処理規則が外務省において非公表扱いとされておりまして、5業務日の間に在外公館においてどのような観点からの審査がどのようにどのくらいの時間をかけてなされているのかといったことが分かりませんけれども、海外からのニーズが高く、日本が国際的優位性を有する医療分野について、日本の医療を迅速に提供できるようにすることは、国際的な医療協力の推進という観点からも望ましいものと考えておるところでございます。

こうした課題を踏まえまして、日本に来るにはビザが必要となる外国人で日本での治療を希望する緊急性を要する患者については、医療滞在ビザの発給の迅速化を図ることができないかと考えてございます。具体的には、一定の条件を満たした場合には、申請書類を一部免除していただくとか、他の申請に対する審査よりも優先的に審査を進めていただくことなどによって、できれば即日発給とするなど、発給までの期間を大幅に短縮するものでございます。ここで言う一定の条件とは何かなど今後具体化すべき点も残されておりまして、まだ提案というレベルでもございませんけれども、医療ツーリズム推進に当たりまして、現段階で医療機関からこのような規制緩和のニーズ、要望がございますことを紹介させていただきます。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございました。

阿曾沼先生、どうぞ。

○阿曾沼委員 緊急性についてですが、何が対象疾患として想定されているのかはっきりしないのです。例えば、交通事故とかでのトラウマセンターなどの緊急性は非常に強いのですが、通常疾患では緊急性、即日ビザ発行をしなければならない対象が具体的に何なのか教えていただければと思います。そして、それがどのぐらいの件数が想定できるのでしょうか。

○水野課長 それについては、後日お答えしたいと思います。私どもがそこまで医療機関

からの情報を仕入れておりませんので、またお答えしたいと思います。ただ、緊急性というか海外での対応は難しいと書いてございますけれども、海外で中々できない治療で、日本に来なければいけないということもありまして、それに緊急性の要件をということですから。

○阿曾沼委員 例えば、中国国内で脳血管障害とか心筋梗塞で倒れてすぐということですかね。そのぐらいの緊急性ですよね。

○水野課長 それが海外で治療ができないれば、当たるかもしれません。

○阿曾沼委員 それはあるかもしれません、飛行場まで行って日本に来て治療ですか。時間的な観点でも想定しにくいですね。

○八田座長 救急飛行機とか。

○阿曾沼委員 緊急性と救急性ということ、即日発給の医療ビザの本当の必要性は今のご説明ではイメージできないですね。是非具体的に教えていただければと思います。

○水野課長 また後日、すみません。

○阿曾沼委員 すみません。是非先生に聞いてみてください。よろしくお願いします

○八田座長 それでは、どうもありがとうございました。